

[事案 2024-88] 遡及解約請求

・令和 7 年 3 月 14 日 裁定終了

<事案の概要>

遡及して解約することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 12 月に、乗合代理店を通じて契約した医療保険について、以下の理由により、令和 2 年 3 月末に遡及して本契約を解約してほしい。

(1) 令和 2 年 3 月末時点で、先進医療特約の対象技術であった「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」が適用対象ではなくなったにもかかわらず、保険会社からその旨の通知がなかった。

<保険会社の主張>

厚生労働省の公的医療保険制度（評価療養：先進医療）の対象技術は、期間経過に応じて内容変更となることは既定事実であり、募集資料（パンフレット等）にもその旨記載されていること、申立人が遡及解約を求める令和 2 年 3 月末以降も、本契約の保障は継続していたことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明内容等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。